

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

養父市は介護保険制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県養父市長

公表日

令和7年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は特別給付の支給 ④要介護(支援)認定、要介護(支援)更新認定、要介護(支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧保険給付の支払の一時差止め ⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の特例保険給付 ⑩保険料の徴収又は賦課なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>○地域支援事業に関する事務 被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。</p> <p><介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム 中間サーバ 統合宛名システム 介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表100項 介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 ・131、132の項</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 079-662-3161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 介護保険課 079-662-7603
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システム等において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 個人情報を格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともにシステム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。また、外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。このことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 5.所属長の役職名	課長 本間孝子	課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月30日	II 1.対象人数	2015/10/1	2019/6/1	事後	計算時見直しによる修正
令和1年6月30日	II 2.取扱者	2015/10/1	2019/6/1	事後	計算時見直しによる修正
令和1年6月30日	IV リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和3年6月30日	I 7.請求先	企画総務部 総務財政課	経営企画部 経営総務課	事後	組織改編による修正
令和3年6月30日	II 1.対象人数	2019/6/30	2021/6/30	事後	計算時見直しによる修正
令和3年6月30日	II 2.取扱者数	2019/6/30	2021/6/30	事後	計算時見直しによる修正
令和3年6月30日	I 4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二	・番号法第19条第8号 別表第二	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年12月25日	I 1.②事務の概要		<p>○地域支援事業に関する事務</p> <p>・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。</p> <p>＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞</p> <p>・市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市が登録した情報の確認等を行う。</p> <p>・住民は、マイナンバー経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。</p>	事前	事務追加により追記
令和7年12月25日	I 1.③システムの名称	介護保険システム 中間サーバ 統合宛名システム	介護保険システム 中間サーバ 統合宛名システム 介護情報基盤	事前	事務追加による修正
令和7年12月25日	II 1.対象人数	令和3年6月30日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	計算時見直しによる修正
令和7年12月25日	II 2.取扱者	令和3年6月30日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	計算時見直しによる修正
令和7年12月25日	IV 4	委託しない	十分である	事後	事務追加による修正
令和7年12月25日	IV 5	提供・転載しない	十分である	事後	事務追加による修正
令和7年12月25日	IV 8		<p>・十分である</p> <p>・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	様式変更により追記
令和7年12月25日	IV 11		<p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>・十分である</p> <p>・介護保険システム等において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <p>＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞</p> <p>個人情報を格納する領域については、外部連携システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともにシステム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。また、外部連携システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。このことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	様式変更により追記
令和7年12月25日	I 3.法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項 別表100項 ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	根拠規定見直しによる修正
令和7年12月25日	I 4.②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)：(93,94項) (別表第二における情報提供の根拠)：(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	(情報照会の根拠) 1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 ・131、132の項 (情報提供の根拠) 1. 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	根拠規定見直しによる修正